

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷十第

行發日一月三年九正大

論說

消費税に於ける累進課税……………法學博士 神戸 正雄

社會の存續……………文學士 高田 保馬

鎌倉時代の家族制度(二)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(五)……………法學士 本庄 榮治郎

所得税均等負擔の理想と實現(一)……………法學士 汐見 三郎

キヤナンの富の概念に就きて(二完)……………法學士 石川 興二

時事問題

家賃騰貴と都市計畫……………法學博士 戸田 海市

官吏の待遇を論ず……………法學博士 小川 郷太郎

國庫制度の改定に就きて……………法學士 大森 研造

雜錄

交通機關論の交通論における地位……………法學士 小島 昌太郎

米國勞働者家計三十年間……………法學博士 河田 嗣郎

岡山藩の開墾策(二完)……………黑 正 巖

明治の米價調節（五）

本庄 榮治 郎

第五章 外米時代

茲に外米時代と稱するは、常平局廢止以後の明治年間を概稱するものにして、前代に於ては或は貯蓄米制度により、或は常平局の設置によりて米穀の需給に關する政策が兎にも角にも統一的制度方針の下に遂行せられしに反し、この時代にありてはたゞ時に應じ機に臨みて二三の斷片的政策を施したるに過ぎずして、米價調節のためにする特別の機關制度等を存せざりしもの也。されは常平局廢止後明治の終りに至るまでは前代に比して一貫せる制度方針の存せざりし特徴を有するにより、吾人は之を一時期として觀察せんとする者也。

而してこの一時期を外米時代と稱する所以は、この期間に行はれたる政策は必ずしも外米に關する方法のみにあらずと雖、期間全部を通して考ふるときは外米の輸入、外米の代用、外米輸入税率變更等の外米と關係ある方法によるもの甚だ多きが爲め假りにかく指稱したるに過ぎず。

たゞ思ふに二十三年以後には主として外米と關係ある方法によりて米價の調節を行ひしものなるが、それ以前には寧ろ從來行はれたる他の方法によること多く、且つ政府の米穀出納は同年三

月末限り廢止せられたるを以て、米價調節を目的とする制度の存せざりしこの一時期の中に於ても、更に便宜上、常平局廢止後二十二年度に至るまでと、その以後との兩期を分つことを得べきもの也。

一、明治十六年乃至二十二年の米況。

十六年乃至二十二年に於ては連年或は空梅雨旱魃なるあり、或は霖雨風水害ありて米價に多少の波瀾を與へたるか如しと雖、政府の幣制改革次第に進捗せしと、多少の風水害にもかゝらば爾後天候本順に復し概して收穫の良好なりしとにより、米價は非常なる低落を示し、常平局時代の最高時に比しては僅かにその半を上下するに過ぎず。七ヶ年の長きに亘りて米價低落の時代を現出したり。即ち明治十六年の平均米價(第一種)は六圓二十六錢(最高七・二五 最低四・六五)、十七年五圓十四錢(最高六・二〇 最低四・三五)、十八年六圓五十三錢(最高七・六〇 最低六・〇〇)、十九年五圓六十錢(最高五・八五 最低五・二五)、二十年五圓(最高五・一〇 最低四・八〇)、二十一年四圓八十六錢(最高五・三二 最低四・五六)、二十二年六圓(最高八・〇七 最低四・七二)を示したり。

而して米價の低落甚しきにつれて十六年には地租納期の繰下ありしも其效なく、十七年九月には茨城埼玉地方に小民の暴動あり。又十八年には氣候不順にして凶荒の前兆ありしより農商務省にては濟急趣意書なるものを發し且つ書記官を全國八農區に派遣して勤勉貯蓄の必要を諭示せしかば、農家は凶年の恐るべきを懸念しつゝ、ありし折柄、六七月大阪その他に大洪水ありしが、土用入後は各地方とも氣候恢復し照込も一入なりしかば、收穫豐饒の結果を呈し、さきの飢饉論も

1) 米界資料、113-117、132 頁、米相場考、米價變動史、明治年間米價調節沿革史 144 頁以下、

今は忽ち豊年説に變したるか如き一挿話もあり。二十一年には朝鮮の凶作のため政府及民間の輸出米百數十萬石に達したるも氣候の適順に壓されて米價に著しき影響なく、又當時の米價高低値幅が十九年七十錢、二十年三十錢、二十一年七十六錢といふが如く、甚た縮少し、昔日の如き著しき間隔なく、殊に二十年にありては全国各地殆んど畫一の相場を示したる如きは、蓋連年豊收の外に近時追々運輸交通の便開けたると、財界の秩序漸く整然たるに至りたる爲めなる可き歟。翌二十二年には清國山東省大飢饉、朝鮮不作のため我が輸出米は一層増加し、加ふるに九州尾三勢關東東北方面に多少の風水害ありて米價は漸く反動の勢を呈し九月七圓八十五錢、十一月八圓五錢、十二月八圓七錢となりて本期間における最高の米價を示せり。

二、十六年乃至二十二年の米價調節策

一、米の糶糶。²⁾ 既に述べたる如く常平局廢止後國債局に第一第二第三儲蓄を設けて米穀の買収拂下、海外輸出等を掌りしが、第二儲蓄に屬するものは常平事務決済のためにする所なれども第一儲蓄第三儲蓄及び輸出品部(註二)に屬するものは主として備荒儲蓄若くは正貨吸收の趣旨に出づるものにして、直接に米價の調節を目的とするものにあらずと雖、間接に米價に影響を與ふべきものたるや勿論なり。而してこの方法により、此期間内に米穀の買収拂下及び輸出せられたるもの大凡左の如し。

	買			收			拂下			輸出	
	立米	白米	穀	合計	立米	白米	合計	立米	白米		
常平局廢止後十六年六月迄	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000
十六年七月—十七年六月	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000
十七年七月—十八年六月	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000
十八年七月—十九年三月	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000
十九年四月—二十年三月	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000
二十年四月—二十一年三月	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000
二十一年四月—二十二年三月	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000
二十二年四月—二十三年三月	100,000	11,000	0	111,000	5,000	3,000	8,000	116,000	5,000	121,000	5,000

(註一) 前記三種の儲蓄米中第二儲蓄は舊常平局の決算事務を繼續せるものに過ぎざるが故に従前の金數諾勘定整理次第その資本金を準備金へ返還すべく、然る後は儲蓄課の管掌する處備荒儲蓄に係る事務即ち第一儲蓄と海外輸出に係る事務即ち第三儲蓄の兩者のみとなるは豫め明かなり、然るに同じく準備金を以て海外輸出を行ふものに北海道收稅品即ち昆布の輸出あり外國爲替課の管掌に係る。十七年七月備荒儲蓄事務と海外輸出事務とを分離し、前者は従前通り備荒儲蓄課に後者は新に外部課なるものを設け之に輸出品部なるものを置き外國爲替課は之を廢したり本期に於ける米穀の買收拂下海外輸出等は多少その目的の異なるに従ひ前記三種儲蓄米并に輸出品部の輸出来として各特殊の名稱の下に經理せられたるなり。(明治年間米價調節沿革史一五五頁)

(註二) 第二儲蓄は常平局整理完了と共に消滅し(十七年度)、第三儲蓄は輸出品部に變化若くは合併せられ(十八年度)、第一儲蓄は年々計算上損失を來し却て儲蓄の本旨に悖るの恐れあり、十九年一月官制改革後事業を縮少し、専ら整理に努め在來の米穀は二十一年度限り之を賣却せしが遂に二十三年三月廢止せらる。而して政府財政方針の變化に伴ひ準備金の正貨一千萬圓を紙幣交換基金特別會計部に移し準備金は明治二十三年三月三十一日限り閉鎖せらるゝに決し、従て準備金にその資金

を仰げる輸出品部も亦廢止せらるゝに至れり。かくの如くにして政府の米穀出納は二十三年を以てするを廢止に歸したり
(同上二七四—二七六頁)

(註三) 前表買収米の内十六年度玄米の内一〇八、一〇六石(代價四〇八二五四圓)十七年度玄米の内一、〇三四石(代價四、一三六圓)は何れも代米納を買収せるものなり

(註四) 「明治政府の米價調節米」には、明治十七年に地租代米納を出願するもの續出したるを以て「政府は復準備金その他の資金を支出して米の買収に着手せしに日ならずして騰貴の勢を示せしかば米の買収を中止したり而して是時迄に買収せしもの米三萬石扱六萬石とす」といひ、米價調節の爲めに特に米三萬石扱六萬石を買収したる如く記しあるも、當時米穀の出納經理は各種儲蓄米の外には存せざる所なるを以て、こは上掲の明治十七年の買収米に示せるものなるべく、特に米價調節のために明治十七年にてのみ右の買収が行はれたるものゝ如く説明するは誤なり。

二、代米納³⁾ 明治十年末地租の代米納制度の行はれたるは既に述べたる所なるが、十一年より十五年までは米價高直のため之を出願するものなかりしが、十六年に至り米價の下落甚しきに及び之を出願するもの多く、之をなさざるものは數縣に過ぎず、その石高、十萬八千六百石(代價四十萬八千二百五十四圓。前記明治十六年の第三儲蓄買収米中にも含む。)に達し、十年の石數に比して三倍以上に上れり。尙十七年にも千三十四石の代米納あり以て米價昂騰時代の反動の如何に大にして農民の困窮の如何に甚しかりしを見るに足らん。

然るに明治十七年地租條例制定せらるゝに際し、代米納制度は民情を斟酌して設けられたる一時の變則に外ならざれば之を廢止すへしとの提議をなしたるものありしも、元老院に於ては、當

3) 明治年間米價調節沿革史 169-174, 179-180 頁 156-7 頁、
明治財政史第十卷 263 頁

時の米價の狀況に鑑み、之を存置するに決し、ついで十七年十一月新に地租金代米納領收順序十三ヶ條を定めて沖繩縣及び北海道を除く各府縣に施行せり。十八年八月には更に代米納制度と關係を有する預り米制度に關し新にその取扱手續をも定むる所ありたり。其後二十二年八月特別地價修正法の公布により一般的減稅的地價修正を實施せらるゝこととなりしが、代米納の出願者既に數年前より漸次減少する傾向を示し。明治二十年前後に至りては米價の低落依然たるに拘らず全く出願者無く、世人亦全納の不便を訴ふるものなきに至りしを以て、特に一時民情を斟酌して設けられたる地租代米納制度の存續は今や理論上實際上その必要なきに至り、二十二年九月これを廢止せり。茲に於てか預り米制度も亦消滅したり。

三、地租納期繰下。⁴⁾ 代米納はその本體に於ては租稅納入に關する一手續に外ならずと雖、これによりて農民の米穀放賣を防き少くとも米價下落防止の効あるべきものなると同しく、地租納期の變更も自ら米價に影響を及ぼすことあるべき也。今や米價低落して農民の困難甚しきものありしを以て十六年地租納期の繰下を行ひたるが(地租第四期の納期を一ヶ月延長して、翌年二月一日より三月三十一日迄とす)果してその所期の目的を達したるや甚だ疑問なり。更に十八年六月には地租納期の従前四期なりしものを六期とし第三期以下を改め(第三期 該年十一月一日より 同十二月十五日限 第四期 同十二月十六日より 同一月十五日限 第五期 同一月二十六日より 同三月三十一日限 第六期 同四月一日より 同四月二十日限)第三期以下第六期迄の間に於て田租を二分五厘づゝの割合を以て納付せしむることとせり。此改

4) 明治財政史第五卷 488 頁、854 頁、
明治年間米價調節沿革史 168-9 頁、

正のため、政府は地租概略七百萬圓を後年度に於て收入するの結果となりしものなるが(會計年度は從來七月一日に始まり翌六月末日に終りしものなるが、十九年以降之を變)民情已むを得ず財政上に及ぼす不利を顧ずして更にしてその年四月一日に始まり翌年三月末日に終るものとす)この處置に出でたる也。

(註) これより前明治十四年には米價の昂騰に際し地租納期の繰上げを行ひたることあり。この納期の繰上げは歳入中最も巨額なる地租の年内徴收額極めて少く、財政上不便甚しきを以て、數年來米價高値のため民間金融の自ら餘裕ある當時に於てその納期を繰上げ、年内徴收高を増加し翌年徴收高を減じ以て會計上許多の利便を生せしめんとするにありしものゝ如し。尤これがため多少、農家の米穀賣却を餘儀無くせしめたる所なきに非るへしと雖、元來その目的に於ては米價調節のために非ずして會計上の便宜によるを主とすべく、十六八年に行はれたる納期繰下の目的とは大なる間隔あるか如し。

十六年乃至二十二年に亘れる米價低落の時代に處して政府の施設する所は略以上の如くなるが米の買收拂下輸出も、代米納も、地租納期の繰下も、その作用の本体は或は備荒儲蓄正貨の吸収或は農民納租の便宜等に存するに過ぎず。米價の調節策としては極めて間接的のものといはざる可らず。從てその調節的效果も亦頗る疑問なりしものゝ如し。

【附言】 余が本稿に於て引用したる「明治年間米價調節沿革史」は大藏省理財局の調査にかゝり、主として明治初年より二十三年に至るまでを詳説す。余が今回始めて之を引用したるは、客年十二月印刷成りて後、之を一讀し得たるに由る。尙、本號卷末新著紹介を見よ。